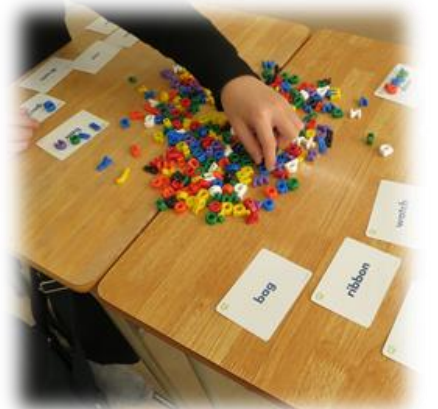


令和8年度 目黒区中学校

特別支援教室要覧



目黒区立目黒南中学校（拠点校）

目黒区碑文谷 1-1-33

TEL 3714-3778（特別支援教室直通）

特別支援教室とは

特別支援教室は、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害等の児童・生徒（自閉症、情緒障害、学習障害又は注意欠陥多動性障害に該当する又はそれに類するもの）を対象に設けられるもので、従来は在籍校から通級指導学級設置校に通って指導を受けていたものを、拠点校の専門の教員が児童・生徒の在籍する学校に巡回して指導を行うというものです。（区HPより）

特別支援教室（中学校）導入の目的

（1）発達障害のある生徒への適切な指導の実施

発達障害のある生徒は、全ての学校に在籍するものと推測されることから、生徒が抱える困難さに対応した特別な指導を受けられる体制を全ての中学校で整備することが必要である。これにより支援の必要な生徒に障害の状態に応じた特別な指導を実施する。特別支援教室において巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）と在籍学級担任や教科担任等が協働することにより、生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図る。

（2）生徒の負担、不安等の軽減

在籍校で特別な指導を受けられるようにすることで、他校への移動に伴う生徒の負担を軽減するとともに、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になることから、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図る。

（3）全ての生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任等の教員に対して具体的な指導内容・方法や支援の方法について助言し、在籍学級担任や教科担任等が助言に基づいて発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できる。

（4）相談機能の充実による生徒の心理的安定

巡回指導教員と在籍校の教職員との連携・適切な役割分担及び臨床発達心理士等の活用により、相談機能の充実を図ることで、自己肯定感の向上や将来の進路への見通しを持たせ、生徒の心理的安定を図る。

（5）一貫性のある支援体制の構築

小学校において特別支援教室での指導を受けていた生徒については、小学校での指導の状況等を確実に中学校に引き継ぎ、こうした情報を教職員が共有することで、中学校においても、継続した支援を円滑に実施する。また、中学校から次の進路先へ支援に関する情報を適切に引き継ぐことは、将来の社会的自立に向けて一貫性のある支援の体制を構築することにつながっていく。

参考資料：東京都教育委員会「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」抜粋

令和8年度 特別支援教室の概要

1 教職員

目黒区立目黒南中学校（拠点校）

巡回指導教員 9名
特別支援教室専門員 1名
特別支援教育コーディネーター

※令和8年4月1日現在

特別支援教室は区内の全中学校に設置されています。巡回指導教員が拠点校から各学校の特別支援教室に巡回し、指導を行います。特別支援教室専門員は巡回校ごとに1名配属されます。

2 対象生徒

目黒区の公立中学校に在籍し、通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害等の生徒が対象になります。情緒障害及び学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等に該当、または、これらに類し、特別支援教育における支援の一部が必要となる生徒が対象となっています。

【例】

- ・特定の分野の学習が困難
 - ・集団での行動が苦手
 - ・状況判断が難しい
 - ・落ち着いて授業に参加することが難しい
 - ・コミュニケーションがとりにくい
 - ・作業に時間がかかる
- 等

3 特別支援教室の教育目標

在籍校における学校教育目標と共に、特別支援教室の教育目標に基づいた教育を行います。

- ・情緒の安定を図り、豊かな心、健やかな身体をつくる。
- ・より良い人間関係を築く力を育み、社会への適応能力を高める。
- ・自己の特性に合った学び方を身に付け、自ら学ぶ意欲をはぐくむ。

4 特別支援教室 利用生徒数

	1年	2年	3年	合計
第一中	2	1	6	9
第十中	5	2	2	9
東山中	7	3	2	12
目黒中央中	6	4	7	17
大鳥中	8	7	12	27
目黒南中	4	6	9	19
目黒西中	4	4	1	9
合計	36	27	39	102

(令和8年4月1日 現在)

6 指導内容

特別支援教室では、「自立活動」の指導を行います。「自立活動」とは、利用生徒が抱えている学習上や学校生活上の苦手さを改善・克服し、通常の学級において十分に自分の力を発揮することができるようになることを目指す指導です。主に、身体活動・創作活動・ソーシャルスキルトレーニング等を行います。その他、読み・書き・計算等の中の特別な困難さに着目して、通常の学級における学習活動に生かすことのできる、一人ひとりの感覚や認知の特性に合わせた学び方を身に付ける学習を行います。教科学習の遅れを取り戻す補習は行いません。

【例】

- ・障害による感覚や認知の偏りや未発達さの改善を目的とした指導を行う。
- ・他者の意図や感情の理解、自己の理解と行動調整に関する指導を行う。
- ・在籍学級の学習内容のうち未学習や誤学習等に関し、障害の特性に応じた指導を行う。
- ・障害による習得の困難さについて、代替の学習方法等の指導を行う。

7 指導日・指導時間

- ・指導期間 前期 4月20日(月)～9月30日(水)
後期 10月14日(水)～3月9日(火)

利用は原則1年間です。指導の曜日や日数、時間については、在籍校の時間割を基に、本人、担任、教科担任、保護者、巡回指導教員で話し合っていて決めていきます。

8 保護者会

年間で2回行います。

- 4月9日(木)第1回：合同保護者会(特別支援教室運営について)
- 7月24日(金)第2回：進路学習会(進路について)

9 保護者面談

保護者面談を前期、後期の末に行います。 ※面談期間は巡回指導を行いません。

- 10月2日(金)～9日(金)前期保護者面談
- 3月10日(水)～18日(木)後期保護者面談(卒業式予行、式当日は除く)

10 連絡帳

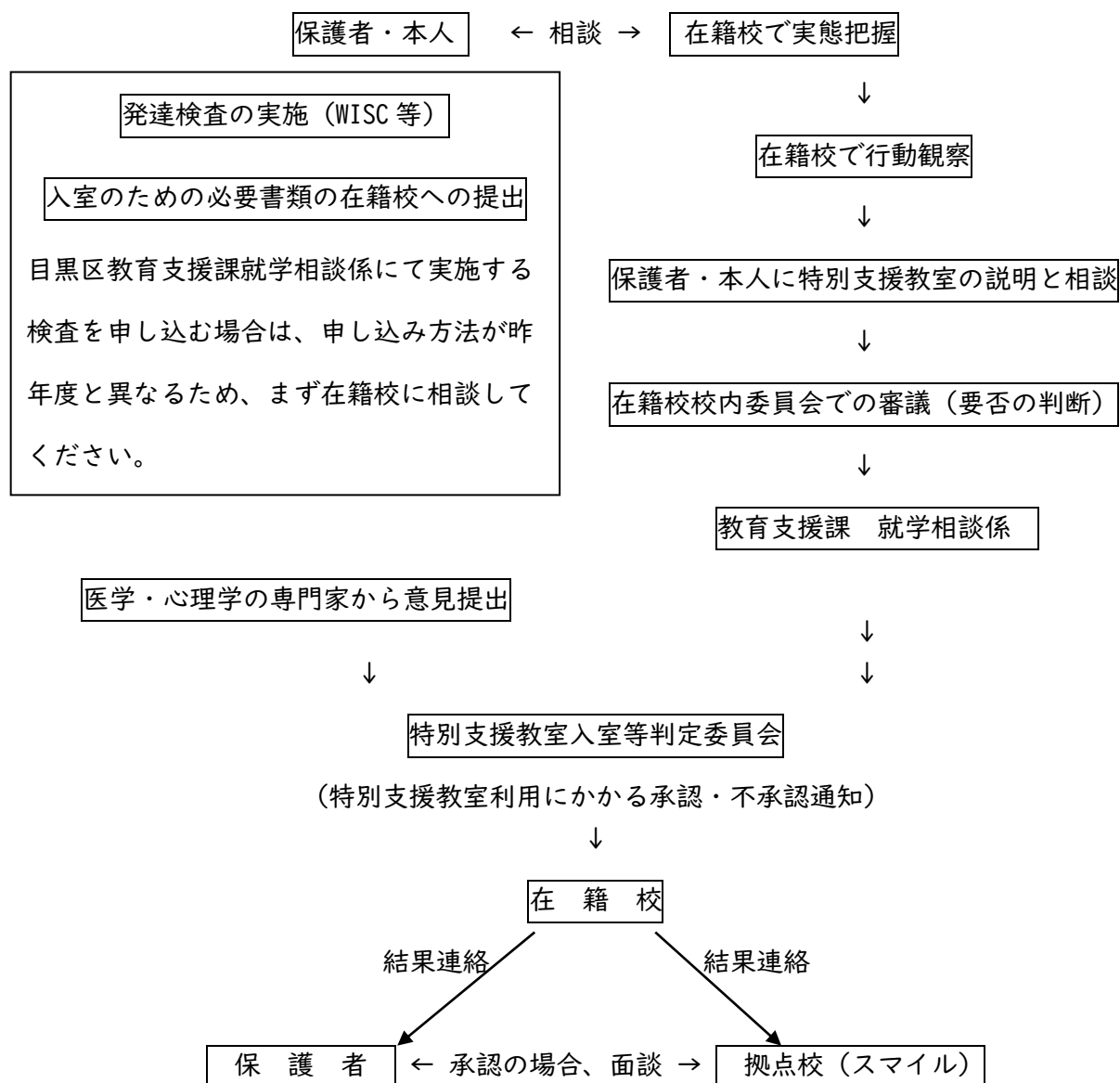
連絡帳「学びの窓」で情報共有を行っています。ご家庭での様子、相談などをご記入ください。指導の際に生徒を通して提出をお願いいたします。

11 学校生活支援シート、個別指導計画

- ・在籍校と連携し、学校生活支援シート、個別指導計画を作成いたします。
- ・個別指導計画は、前・後期の保護者面談の時に渡渡し、指導内容とその評価について保護者へご報告いたします。
- ・学校生活支援シートは、保護者の皆様に記入していただいたものに、学校で加筆し作成します。(年度当初)1年間の評価と次年度への引継ぎを記入したものを年度末にお渡しし、内容を

ご確認の上、保管していただきます。場合によっては、加筆修正していただき、修正したものを再度お渡しするほか、学校で保管します。

1.2 申し込みの流れ



※入室相談にあたって、発達検査・入室書類の提出が必要となります。

※必要書類の提出ののち、在籍校で面接を行います。

※在籍校から特別支援教室入室等判定委員会に必要な書類を提出したのち、審議が行われます。

※審議結果は、在籍校を通じて保護者へ連絡いたします。

令和8年度 特別支援教室入室等判定委員会

第1回： 6月23日 (火)	※書類提出締め切り	：	5月19日 (火)
第2回： 10月 6日 (火)	※書類提出締め切り	：	9月 1日 (火)
第3回： 11月24日 (火)	※書類提出締め切り	：	10月20日 (火)
第4回： 1月19日 (火)	※書類提出締め切り	：	12月 8日 (火)
予備 第5回： 2月16日 (火)			